

東日本大震災復旧復興対策特別委員会中間報告書
(復興ビジョンに対する意見について)

平成23年7月8日

福島県議会議長 佐藤 憲保 様

東日本大震災復旧復興対策特別委員会
委員長 加藤 貞夫

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震による被害はもとより、津波により東日本の太平洋沿岸各地に甚大な被害を与え、さらに本県にあっては、いまだ収束に至らない原子力災害により、県民生活に深刻な影響を与え続けている。

本委員会は、全世界が注視する未曾有の地震、津波災害及び原子力災害を克服する本県独自の復旧復興、再生のための対策について調査するため5月19日に設置され、6月13日、22日及び7月6日に委員会を開き、これまでの関係当局の取り組み及び県復興ビジョンについて調査を行った。

本委員会の調査を通じて、早急に望まれることはまず原子力災害の収束であるが、同時に復興に向けて着実に前進していく必要があることから、次のとおり復興ビジョンに反映させるべき意見について中間の取りまとめを行ったので報告する。

1 基本理念

基本理念として掲げる項目は、次のとおりとすべきである。

- (1) これまでの原子力政策から脱却し、再生可能エネルギーの推進など新たなエネルギー政策を推進し、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- (2) ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- (3) 生命を大切にし、誇りあるふるさと再生・創造的復興の実現
- (4) 原子力災害の克服

2 主要施策

主要施策に、次の内容が盛り込まれるべきである。

(1) 緊急的対応及び原子力災害対応について

- 災害対応には、原子力のみならず「地震・津波災害」も含めること。
- 県土の放射線の除染を進め、長期にわたる県民の健康管理体制を整備すること。
- 市町村における権限拡充、財源及び人材の確保を図ること。
- 原子力災害における国及び事業者の責任を明確にし、原発事故による全損害を賠償させること。
- 復旧・復興及び原子力損害賠償に関する新たな特別法の制定を国に求めること。

(2) ふくしまの未来を見据えた対応について

- 教育の復興等による人づくり、基盤整備と地域づくり、雇用の確保、産業の復興、芸術文化・スポーツの復興を図ること。
- 被災者の生活再建を進め、ふるさとへの帰郷を実現すること。
- 住民、コミュニティ、行政の協働による復興を図ること。
- 多様なエネルギー源を組み合わせるなど新たなエネルギー政策を構築すること。
- 全県及び広域的な市町村における復興特区が設置されるようにすること。

3 復興ビジョンの策定にあたって

- 復興ビジョン決定までの段階において、市町村や団体等からの意見聴取を十分行うこと。
- 福島県長期総合計画の見直しについては、議会の議決を経るとともに、復興計画を盛り込んだ指標を作成し、年度目標を示すこと。
- 復興計画を、議会の議決事項とすることを今後検討すること。